

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得（地方調達）（平成31年4月1日）を熟知の上、参加されたい。

- 1 入 札 方 式 一般競争入札
- 2 入札に付する事項

件 名	規 格	数 量	納 地	納 期	摘 要
構内清掃作業（久里浜地区）	仕様書のとおり	1 件	防衛装備庁 艦艇装備研究所（久里浜地区）	令和6年3月29日	

- 3 入 札
- ① 日 時 令和5年3月6日（月） 10時00分
（ただし、郵便による入札は事前に了承を得るものとし、「書留」にて入札期日の前日までに必着するよう当方「分任支出負担行為担当官」あてに送付すること。（初度入札のみ有効。））
- ② 場 所 防衛装備庁艦艇装備研究所（目黒地区）入札室（庁舎2階）
（東京都目黒区中目黒2-2-1）
- 4 参 加 資 格
- ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 令和4・5・6防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ④ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者（以下「指名停止期間中の者」という。）でないこと。
- ⑤ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- ⑥ 都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- ⑦ 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、契約担当官等の確認を受けている者であること。
- 5 入 札 方 法
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保 証 金
- ① 入札保証金 免 除
- ② 契約保証金 免 除
- 7 入 札 の 無 効
- ① 4の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札又は入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者のした入札は無効とする。
- ② 入札者等が誓約した「誓約事項」若しくは「誓約書」による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する辞退が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とするものとする。
- 8 契約書作成の必要の有無 有
- 9 契約をしようとする基本契約条項等
- 役務請負契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
部分払いに関する特約条項
- 10 落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

11 その他

① 電子入札・開札システムの利用

本件は、政府電子調達（G E P S）を利用する案件である。なお、電子入札・開札システムの障害により、入札取りやめ、本公告が変更となる場合がある。

《電子入札による入札書受領期間》

公告日から令和5年3月3日（金）17時00分まで（行政機関の休日を除く）。また、電子入札・開札システムにより難い者は、担当官の承諾を受けて、紙入札方式に代えるものとする。この場合、令和5年2月28日（火）17時00分までに下記問い合わせ先に「紙入札方式参加承諾願」を提出すること。

② 端 数 処 理

入札書に記載された金額の110/100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。

③

原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

④ 提 出 資 料

（1）防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書の写しを入札日の5日前までに提出するものとする。

（2）指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を入札日の7日前までに提出するものとする。

（3）委任状については、入札日までに提出するものとする。

⑤

指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる者と、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせない者との入札になる場合には、指名停止期間中の者にこの契約の一部を請け負わせる者の入札は認めない。

⑥

契約締結後、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせることとなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

⑦

契約後、指名停止期間中の者に下請負をさせる場合は、「入札及び契約心得（地方調達）」に定める下請負承認を得るものとし、変更契約を行い特定費目の代金の確定に関する特約条項を付するものとする。

なお、特定費目の代金の確定にあたっては、下請負者が履行に要した製造原価等が確認できる書類を提出するものとする。

⑧

落札者が中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、別に定める「中小企業者に関する質問及び回答」を提出し、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を別途適用する。

⑨

契約締結時までに令和5年度の予算（暫定予算を含む）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算の成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。

⑩ 本書記載事項については総務課調達係に照会のこと

〒153-8630

住所 東京都目黒区中目黒2-2-1

TEL 03-5721-7005（内線7062）

公 告	番 号	第14号
	年 月 日	令和5年1月25日

入札書

令和5年3月6日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
総務課長 廣島 哲也 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先

貴庁「入札及び契約心得(地方調達)」及び基本契約条項
等を承諾のうえ下記のとおり見積します。

金 額 ¥ _____	納 地	防衛装備庁艦艇装備研究所 (久里浜地区)		
	履行期限	令和6年3月29日		
	業者コード			

品 件 名	規 格	数量・単位	単 価	金 額
構内清掃作業(久里浜地区)		1 件		
計				

(注) 単価及び金額欄には、見積った契約金額の100／110に相当する金額を記入すること。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
総務課長 廣島 哲也 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達（G E P S）利用せず、紙入札書による入札を実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

- 1 件名、公告番号、公告年月日
- 2 入札日時
- 3 政府電子調達（G E P S）を利用しない理由
- 4 今後の導入予定について

郵便による入札について

1 郵便による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日(前日が「行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日(以下「行政機関の休日」という)の場合には、その直近の休日でない日)までに必着のこと。

また、宛先は「防衛装備庁 艦艇装備研究所 分任支出負担行為担当官」とすること。

2 郵送する書類等

① 入札書

3 封筒について

① 前項①を入れる封筒(以下「内封筒」という。)については、長3(縦235mm×横120mm)程度とし、表面に公告番号、件名及び「入札書在中」と明記のうえ、必ず封印すること。

② 封印した内封筒を外封筒に入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載のうえ送付すること。

4 入札の回数

初度入札のみを有効とし、再入札等は辞退したものとして取り扱う。

5 入札の無効

郵便入札の執行については、公告7項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とする。

6 その他

① 郵送による入札を希望する場合は、事前に官の了承を得るものとする。

② 郵送先は次のとおりとする。

〒153-8630

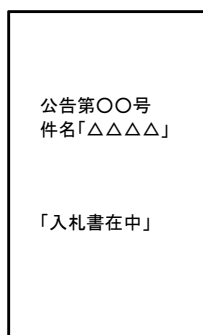
東京都目黒区中目黒2-2-1

防衛装備庁艦艇装備研究所 分任支出負担行為担当官 宛

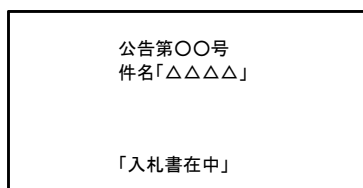
「入札書在中」

《参考》 ※ あくまでも例なので、縦横等は随意

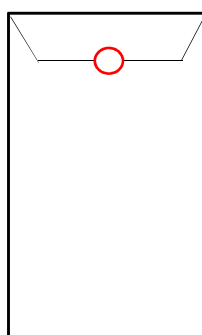
内封筒(表)
長3程度



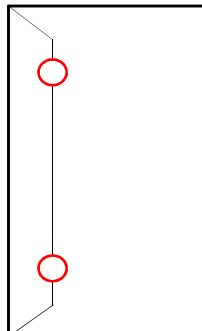
又は



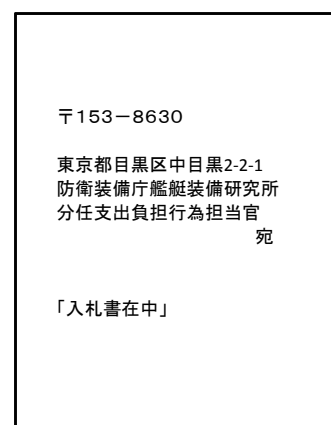
内封筒(裏)



又は



外封筒
(内封筒が入るサイズ)



別記様式第 1

中小企業者に関する質問及び回答

(質問) 貴社は、中小企業信用保険法（昭和 2 5 年法律第 2 6 4 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者ですか。

(回答) はい いいえ

会社名（団体名）

担当責任者 氏 名

【参考】

中小企業信用保険法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者の例示

業 種	資本金	従業員
製造業、運送業、鉱業	3 億円以下	3 0 0 人以下
卸売業	1 億円以下	1 0 0 人以下
小売業	5 0 0 0 万円以下	5 0 人以下
サービス業	5 0 0 0 万円以下	1 0 0 人以下

上記の他、一定の要件を満たす組合等

防衛装備庁仕様書

			1/12
品 件 名	構内清掃作業（久里浜地区）	仕様書番号	SE-05-1-A1-0006
		作成年月日	令和4年12月12日
		作成部課名	艦艇装備研究所総務課管理係

1 適用範囲

この仕様書は、防衛装備庁艦艇装備研究所（久里浜地区）における、構内清掃作業（久里浜地区）（以下、役務という。）について規定する。

2 役務に関する要求

（1）役務の対象及び数量

役務の対象及び数量については、別表1及び別図による。

（2）役務の内容

実施要領等については、別表2による。

3 報告

月の作業終了後、作業実施結果をまとめ、構内清掃作業日誌（別表3）を提出する。

4 役務実施場所

防衛装備庁艦艇装備研究所（久里浜地区）（別図のとおり）

5 履行期限

- （1）令和5年4月3日～令和6年3月29日までとする。なお、作業は、原則として、土曜日、日曜日、祝日を除く平日の、0830～1700の間に実施するものとし、実施時期について事前に官と調整するものとする。
- （2）大型連休（5月1日、5月2日）、夏期休暇（8月14日～18日）及び年末年始休暇（12月29日～1月5日）は作業を行わないものとする。やむを得ず実施する場合は、官と協議の上実施するものとする。

6 清掃用器具等

（1）官側において準備するもの

- ア 清掃の用に供する電力及び水
- イ トイレットペーパー、石鹼水

（2）受注者において準備するもの

清掃に供するモップ、ほうき等の清掃用器具及び清掃に要する洗浄剤、研磨剤等の消耗品

7 検査

目視及び構内清掃作業日誌による審査とする。

8 提出書類

提出書類は、表による。

表一提出書類

番号	名称	部数	提出期限	提出場所	備考
1	構内清掃作業日誌	1	月の作業終了後速やかに	防衛装備庁艦艇装備研究所 (久里浜地区)	別表3

9 その他

- (1) 艦艇装備研究所（久里浜地区）への出入りについては、定められた関係規則の手続きを行うとともに諸規定に従うこと。
- (2) 受注者は、この役務全般について守秘義務を負うものとし、この役務により知り得た官有施設及び装備品の状況等一切の情報を第三者に漏洩してはならない。
- (3) 安全管理は受注者の責任において措置するものとし、官側に故意又は重過失がない限り、発生した事故について官は一切その責任を負わないものとする。
- (4) 受注者は、施設等に損傷を与えないよう措置するとともに、事故防止に万全を期するものとする。万一、物品及び施設等に損傷を与えた場合は、極力現場を保全した上で速やかに官に届け出るものとする。
- (5) この仕様書において疑義が生じた場合は、官と協議するものとする。

別表 1－役務の対象及び数量等

施設	場所		床面積	大便器	小便器	手洗器	備考
ソーナー 保全管理室	1 階	廊 下	52.4㎡				別図(2/6) 2 日に 1 回
		洗面所	16.3㎡	2台	2台	1台	
		洗面所(女性用トイレ)	5.0㎡	1台		1台	
		管理係事務室	30.0㎡			1台	
	2 階	廊 下	36.2㎡				
		洗面所	16.3㎡	2台	2台	1台	
	3 階	廊 下	36.2㎡				
		洗面所	16.3㎡	2台	2台	1台	
	玄 関		4.4㎡				
	階 段		36.2㎡				
	エレベーター		2.2㎡				
小 計		251.5㎡	7台	6台	5台		
ソーナー 研究室	1 階	廊 下	48.2㎡				別図(3/6) 月 1 回
		洗面所	10.5㎡	2台	2台	1台	
	2 階	廊 下	25.8㎡				
		洗面所	16.8㎡	2台	2台	1台	
	3 階	廊 下	25.6㎡				
		洗面所	10.5㎡	2台	2台	1台	
	玄 関		27.3㎡				
	階 段		29.1㎡				
	エレベーター		1.8㎡				
小 計		195.6㎡	6台	6台	3台		
総合性能試験室	1 階	廊 下	46.5㎡				別図(4/6) 月 1 回
		洗面所	14.8㎡	2台	2台	3台	
	2 階	廊 下	45.4㎡				
		洗面所	14.8㎡	2台	2台	3台	
	3 階	廊 下	34.5㎡				
		洗面所	14.3㎡	2台	2台	3台	
		会議室	144.0㎡				
	玄 関		27.4㎡				
	階 段		29.6㎡				
エレベーター		5.7㎡					
小 計		377.0㎡	6台	6台	9台		
水雷試験室	1 階	廊 下	12.6㎡				別図(5/6) 月 1 回
		洗面所	4.5㎡	1台	1台	1台	
	2 階	廊 下	15.8㎡				
		洗面所	4.5㎡	1台	1台	1台	
	玄 関		16.6㎡				
	階 段		32.7㎡				
小 計		86.7㎡	2台	2台	2台		
整備調整室	1 階	洗面所	8.8㎡	1台	1台	1台	別図(6/6) 週 1 回
	2 階	廊 下	157.0㎡				
		洗面所	8.8㎡	1台	1台	1台	
	階 段		94.6㎡				
	小 計		269.2㎡	2台	2台	2台	
合計			1180.0㎡	23台	22台	21台	

別表2－実施要領等

	場 所	建 屋 別	回 数	摘 要
1	事務室	ソーナー保全管理室	2日に1回	(1) 床面のほうき掃き又は掃除機による清掃 (2) 手洗器の水拭きによる清掃 (3) ごみの収集
2	廊 下	ソーナー保全管理室	2日に1回	(1) 廊下のほうき掃き又は掃除機による清掃 (2) ごみ及び吸殻の収集 (3) 吸殻入れの清掃 (4) 窓枠下部の水拭きによる清掃
		整備調整室	週1回	
		ソーナー研究室	月1回	
		総合性能試験室		
		水雷試験室		
3	階 段	ソーナー保全管理室	2日に1回	(1) 階段のほうき掃き又は掃除機による清掃 (2) 手すりの水拭きによる清掃
		整備調整室	週1回	
		ソーナー研究室	月1回	
		総合性能試験室		
		水雷試験室		
4	洗面所（トイレ）	ソーナー保全管理室	2日1回	(1) ごみの収集 (2) 床面のモップ拭き（水拭き）による清掃 (3) 小便器、大便器、洗面器の水拭きによる清掃 (4) 鏡磨き (5) トイレットペーパー、石鹸水の補充
		整備調整室	週1回	
		ソーナー研究室	月1回	
		総合性能試験室		
		水雷試験室		
5	玄 関	ソーナー保全管理室	2日に1回	(1) 床面のほうき掃き又は掃除機による清掃 (2) 玄関タイル面の水拭きによる清掃
		総合性能試験室	月1回	
		水雷試験室		
6	会議室	総合性能試験室	月1回	(1) 床面のほうき掃き又は掃除機による清掃 (2) 窓枠下部、ラジエーター上部の水拭きによる清掃 (3) 机の水拭きによる清掃
7	エレベーター	ソーナー保全管理室	2日に1回	床面のほうき掃き又は掃除機による清掃
		ソーナー研究室	月1回	
		総合性能試験室		

構内清掃作業日誌

令和5年度（ 月分）

清掃場所	清掃回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
ソーナー保全管理室																																
事務室	2日1回																															
廊下、階段	2日1回																															
玄 関	2日1回																															
洗面所	2日1回																															
エレベーター	2日1回																															
検査官																																
整備調整室																																
廊下、階段	週1回																															
洗面所	週1回																															
検査官																																

別表3ー構内清掃作業日誌 (1/2)

構内清掃作業日誌

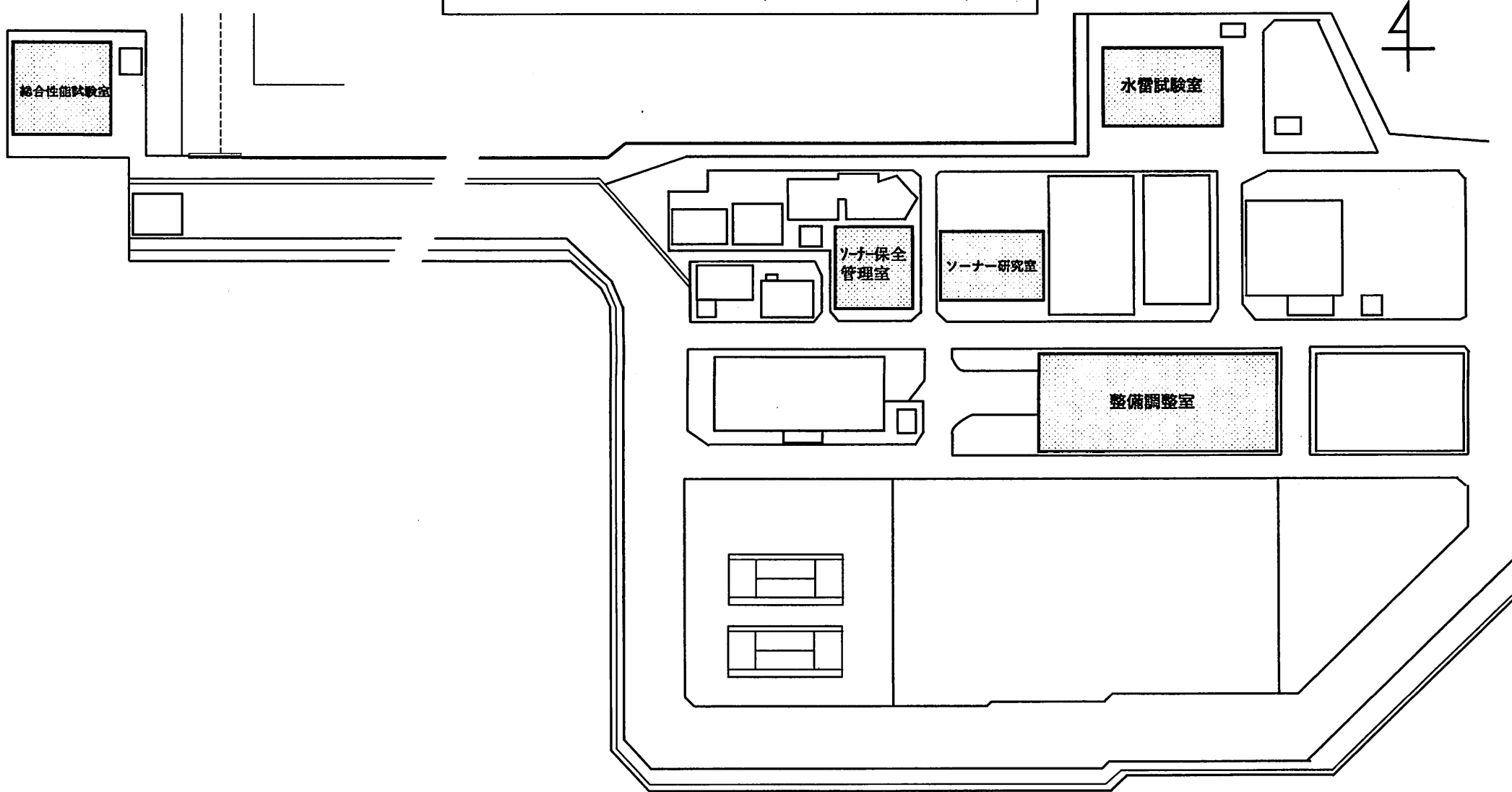
令和5年度（ 月分）

清掃場所	清掃回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
総合性能試験室																																
廊下、階段	月1回																															
玄 関	月1回																															
洗面所	月1回																															
3階会議室	月1回																															
エレベーター	月1回																															
検査官																																
ソーナー研究室																																
廊下、階段	月1回																															
玄 関	月1回																															
洗面所	月1回																															
エレベーター	月1回																															
検査官																																
水雷試験室																																
廊下、階段	月1回																															
玄 関	月1回																															
洗面所	月1回																															
検査官																																

別表3ー構内清掃作業日誌 (2/2)

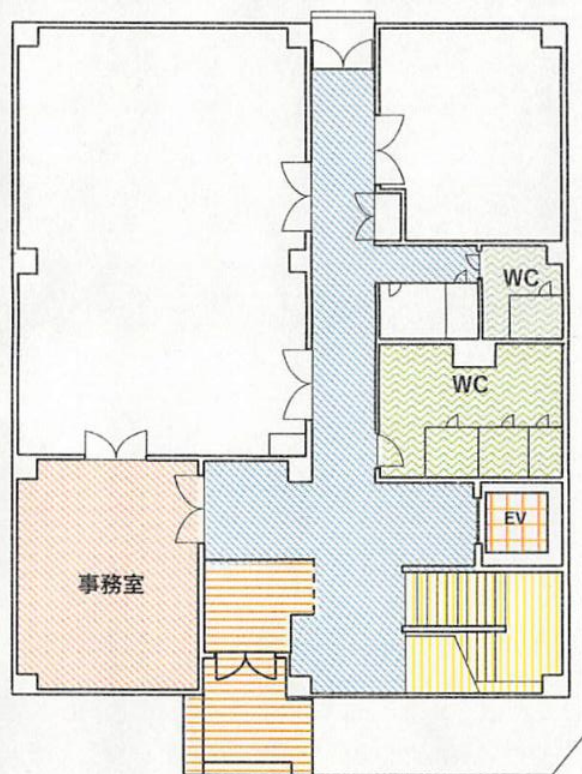
12枚中の6枚

艦艇装備研究所（久里浜地区）

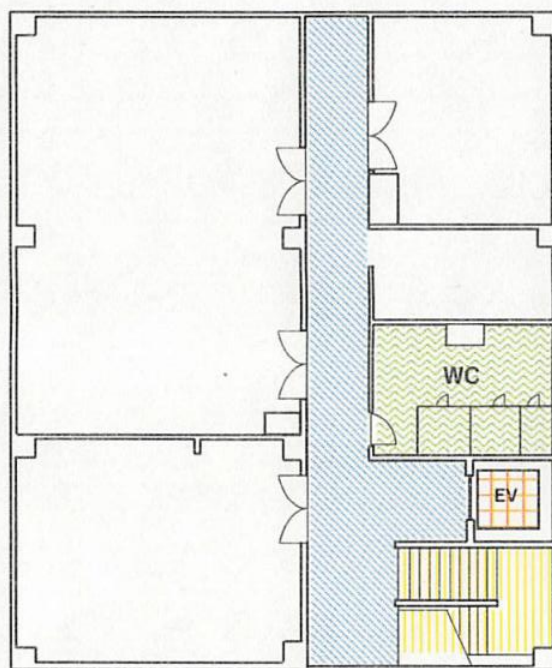


ソナー保全管理室

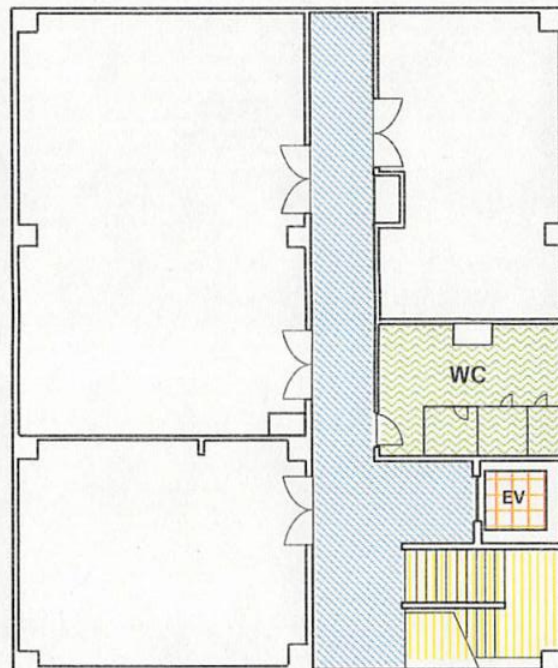
1F



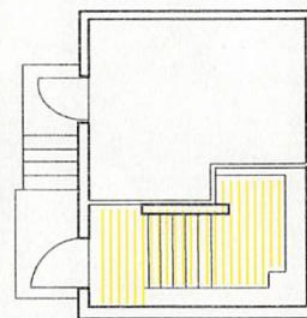
2F



3F



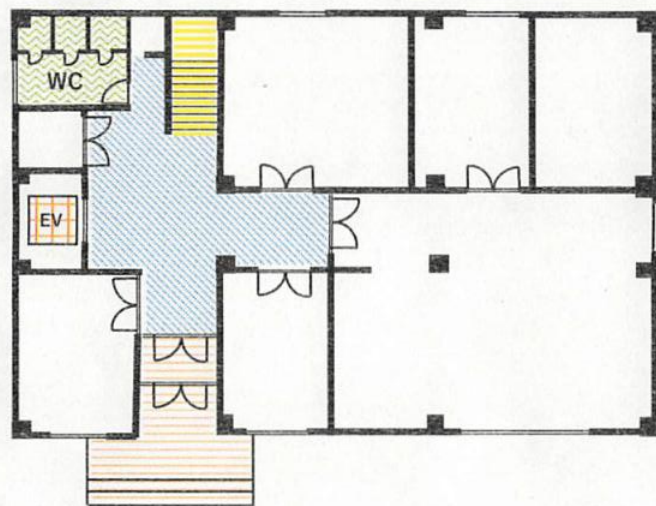
4



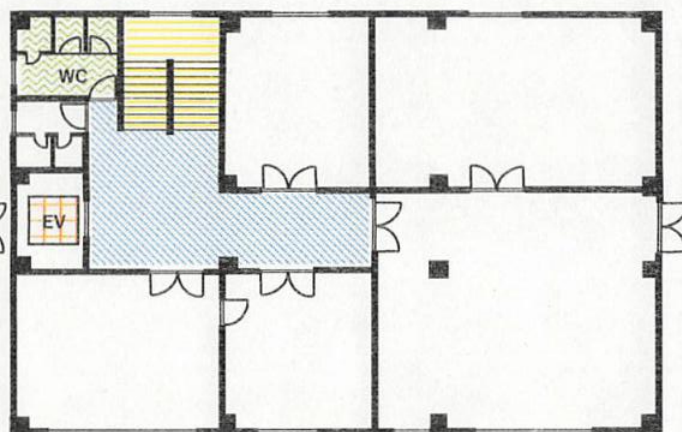
ソナー研究室

4

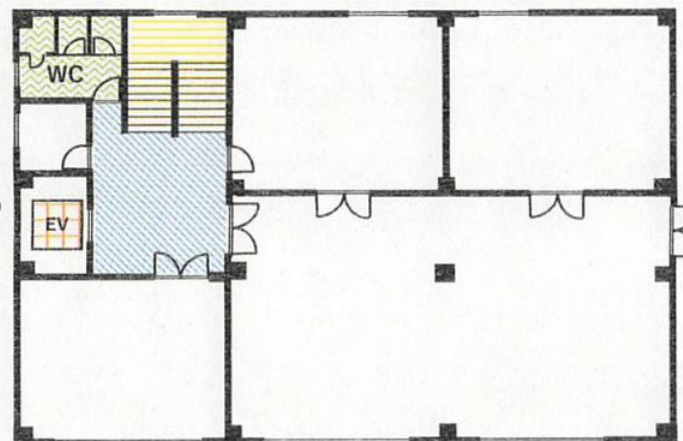
1F



2F

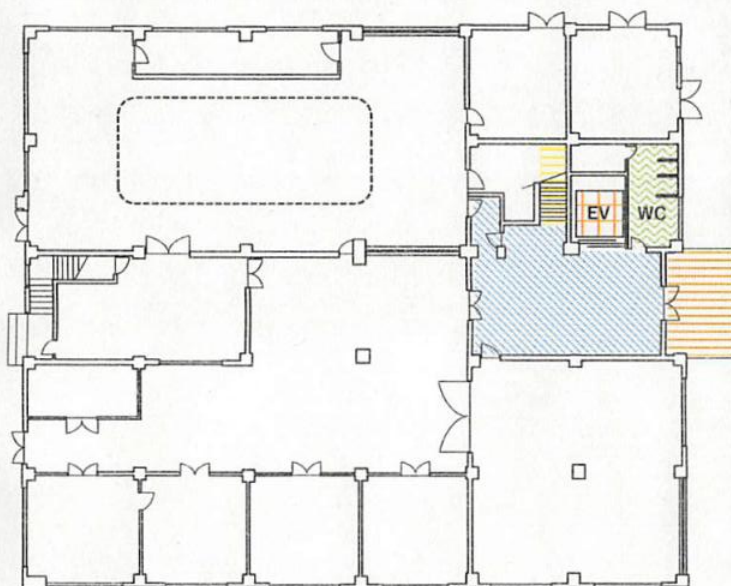


3F

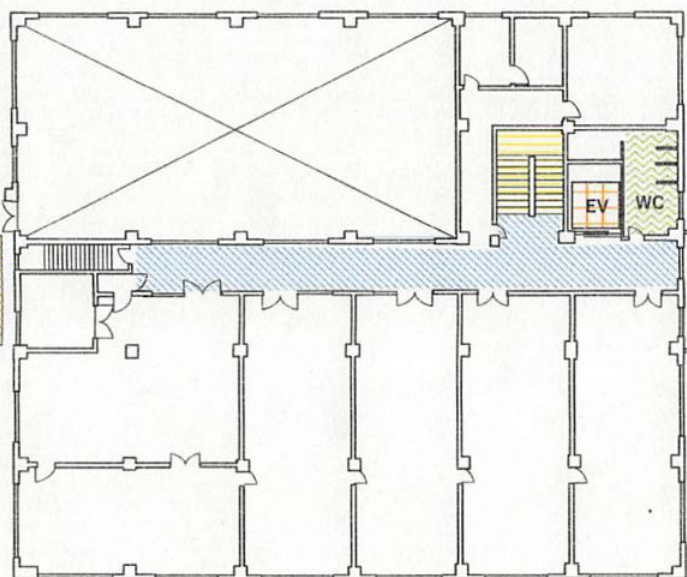


総合性能試験室

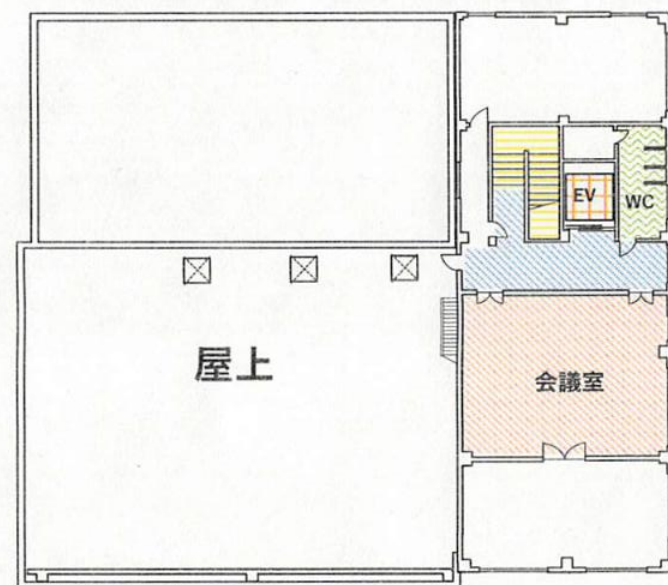
1F



2F



3F



屋上

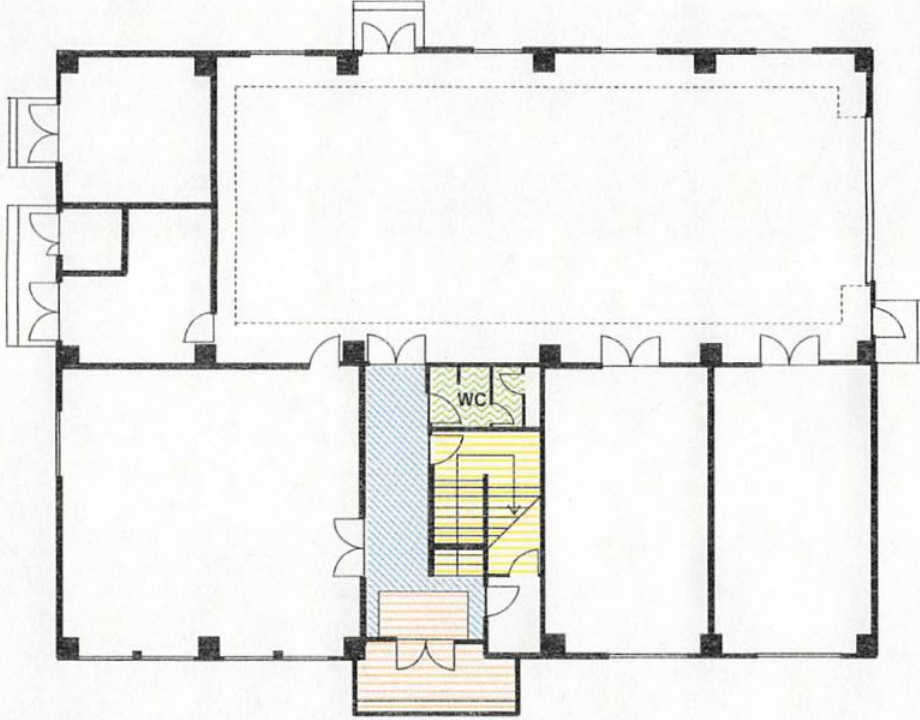
会議室

別図 (4/6) 一役務実施場所

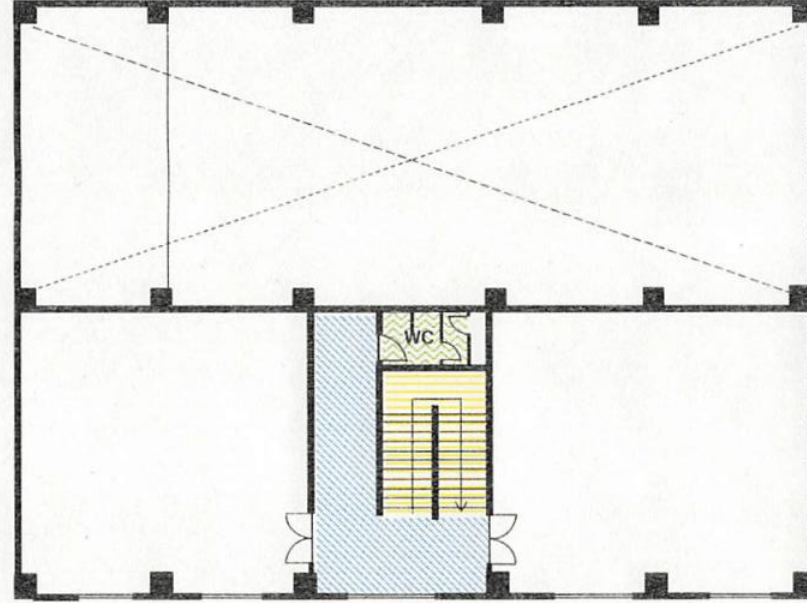
12枚中の10枚

水雷試験室

1F

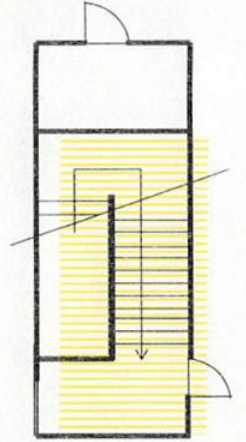


2F



4

屋上



整備調整室

2F

4

1F

